



969号
2023年12月5日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

中国地方の最低賃金額

	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県
最低賃金額	928円	970円	932円	904円	900円
前年度最低賃金額	888円	930円	892円	857円	854円
対前年上昇額	40円	40円	40円	47円	46円
対前年上昇率	4.50%	4.30%	4.48%	5.48%	5.38%

地域格差縮小を望む

最低賃金の改正

10月1日～6日にかけて、中国地方の最低賃金は左図の様に最低賃金が更新された。広島県は10月1日から最低賃金額が変わるが、島

根県は、効力発生日が5日遅い10月6日となっている。

最低賃金の効力発生日は各都道府県で決定される為により、10月1日が多いが、山形県と佐賀県はもっとも遅く、10月14日となっている。

最低賃金が初の千円超えとなるか注目され、首相の強い要望もあり、全国加重平均額が1,004円と見事に突破した。

前年度の961円から43円(上昇率4.7%)上がっている。

上昇自体は良いが、厚生労働省が毎月公表する勤労統計で、実質賃金は18カ月連続マイナスであり、現実問題として、労働者の生活が厳しくなっている事が示されている。

地域格差の賃金体制

中国地方で比べても、広島県と鳥取県では、1時間当たりの最低賃金が70円異なる。

仮に全く同じ仕事をしても、仕事する地域が異なるだけで、支払われる対価

寒冷地手当

11月22日、札幌地方裁判所は、正社員に対して寒冷地を支給する一方、時給制契約社員に支給しない扱いが旧労契法20条に違反すると主張した原告の請求を棄却した。

旧20条最高裁判決は、正社員との不合理な格差として原告の主張が認められ、勝利を治めているが、寒冷地手当は除外されていた。

寒冷地手当は、北海道など積雪地の冬期における費用の一部を補助する目的で設けられた手当である。

正社員は、11月～翌年3月までの間、寒冷等級による区別で支給される。裁判管は「正社員は基本給が全国一律で定められ

ており、寒冷地手当には冬に多額の出費を余儀なくされる地域での生活費を補填する狙いがあるが、契約社員の時給は地域ごとに最低賃金をもとに定められており、寒冷地であることはすでに考慮されている」とした。

その上で、「契約社員に寒冷地手当を支給するかどうかは被告側の経営判断に委ねられて、支給されない事が不合理な格差とまでは言えない」などとして、原告の訴えを棄却した。

原告は判決を不服として、控訴する方針を示している。

このような判決は、寒冷地や離島など、労働環境が厳しい場所での労働力確保自体を困難にする危険性がある。

手取りは約12万円。

この手取り額であれば、生活保護の支給額と変わらない。頑張っていると働いた甲斐があると言えない金額だ。

全国一律1,500円以上の最低賃金は、昨今の物価高対策として、必要不可欠な対策である。

今後の予定

- 12月12日(火) 17:00～
第3回呉支部執行委員会
支部事務所
 - 1月1日(月)
元旦朝ピラ配布
呉局
- 次号は 12月19日 予定

年末一時金

12月1日を基準日として、8日以降支給準備が出来次第支給される。

会社は、年間4、3カ月と春闘で回答しており、今回は2、15カ月分となる。

なお、在職期間や休業等により、支給額が変わる。また、年末一時金は業績分が考慮される為、査定評価が高い正社員は割増しがある。

逆に処分等で、査定評価が低ければ、減額もある。

2024年3月期第2四半期決算で、日本郵便は210億円の赤字となっており、次回の決算と春闘は注目度が高い。

利益が出て、内部留保で還元しない為、社員全体のモチベーション低下が業績に影響を与えているのかも知れない。